

第202600004851号

令和8年3月24日

特定医療費医療受給者証更新申請者 様

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課長

(公 印 省 略)

マイナンバー情報の紐付け確認について (依頼)

当県の難病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

近年、マイナンバーカードの普及が急速に進み、マイナポータルなどカードの活用機会が広がった一方、難病をはじめ多くの制度において、全国的に制度固有の番号とマイナンバーの間に紐付け誤りがあったことが報告されています。

このためデジタル庁により、マイナンバーと本人情報を正しく紐付ける際の方法などを示したガイドラインが策定され、鳥取県の難病事務でもこのガイドラインに沿って、令和7年度にマイナンバー情報の紐づけの総点検を行い、令和8年度以降も毎年度行うこととしました。

ついては、新規申請の際に一度確認書類を御提出いただいているところですが、改めて支給認定世帯全員分の提出をお願いします。お忙しいところ恐れ入りますが、御協力についてよろしくをお願いします。

なお、提出先・お問い合わせについては下記保健所をお願いします。

<提出先・問い合わせ先>

名称	電話番号	ファクシミリ	管轄区域
鳥取市保健所 鳥取市富安2丁目138-4 (鳥取市役所駅南庁舎1階)	0857-30-8532	0857-30-3962	鳥取市・八頭郡・岩美郡
倉吉保健所 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所2号館1階	0858-23-3142	0858-23-4803	倉吉市・東伯郡
米子保健所 米子市鞆町1-160 西部総合事務所2号館3階	0859-31-9317	0859-34-1392	米子市・境港市・西伯郡・日野郡